

静岡県新型コロナウイルス感染症検査無料化事業費補助金交付要綱 新旧対照表

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>この要綱は、令和3年12月22日から施行する。ただし、第2ウの事業は令和3年11月26日以降に実施した検査体制整備について適用する。</p> <p>この要綱は、令和4年3月30日から施行し、令和4年1月26日から適用する。</p> <p>この要綱は、令和4年4月12日から施行し、令和4年4月1日から適用する。</p> <p>この要綱は、令和4年7月12日から施行し、令和4年7月1日から適用する。</p>	<p>附 則</p> <p>この要綱は、令和3年12月22日から施行する。ただし、第2ウの事業は令和3年11月26日以降に実施した検査体制整備について適用する。</p> <p>この要綱は、令和4年3月30日から施行し、令和4年1月26日から適用する。</p> <p>この要綱は、令和4年4月12日から施行し、令和4年4月1日から適用する。</p> <p>この要綱は、令和4年7月12日から施行し、令和4年7月1日から適用する。</p> <p><u>この要綱は、令和4年10月7日から施行し、令和4年8月29日から適用する。</u></p>

別表 1

1 事業の区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助額															
定着促進事業	(1) 及び (2) の合計額 (1) 検査キット原価 ①仕入れ日が令和3年12月30日までの場合 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>PCR検査及び抗原定量検査の場合</td> <td>8,500円(税込)</td> </tr> <tr> <td>抗原定性検査</td> <td>3,500円(税込)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	上限額	PCR検査及び抗原定量検査の場合	8,500円(税込)	抗原定性検査	3,500円(税込)	無症状の者を対象として、ワクチン・検査パッケージ制度又は対象者全員検査及び飲食、イベント、旅行・帰省等の活動に際して陰性の検査結果を確認する民間の取組みのために必要な検査に要する費用	第2欄に定める基準額に検査数を乗じて得た額と第3欄に定める対象経費の合計からその他の収入を控除した全額のいずれか少ない方の額									
	区分	上限額																
PCR検査及び抗原定量検査の場合	8,500円(税込)																	
抗原定性検査	3,500円(税込)																	
②仕入れ日が令和3年12月31日から令和4年3月31日までの場合 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>実施事業者</th> <th>上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>PCR検査</td> <td>医療機関以外</td> <td>8,500円(税込)</td> </tr> <tr> <td>及び抗原定量検査の場合</td> <td>医療機関(他機関へ検査委託)</td> <td>8,500円(税込)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>医療機関(自院で検査実施)</td> <td>7,000円(税込)</td> </tr> <tr> <td>抗原定性検査</td> <td></td> <td>3,000円(税込)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	実施事業者	上限額	PCR検査	医療機関以外	8,500円(税込)	及び抗原定量検査の場合	医療機関(他機関へ検査委託)	8,500円(税込)		医療機関(自院で検査実施)	7,000円(税込)	抗原定性検査		3,000円(税込)			
区分	実施事業者	上限額																
PCR検査	医療機関以外	8,500円(税込)																
及び抗原定量検査の場合	医療機関(他機関へ検査委託)	8,500円(税込)																
	医療機関(自院で検査実施)	7,000円(税込)																
抗原定性検査		3,000円(税込)																
一般検査事業	③仕入れ日が令和4年4月1日から令和4年6月30日までの場合 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>実施事業者</th> <th>上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>PCR検査</td> <td>医療機関以外</td> <td>8,500円(税込)</td> </tr> <tr> <td>及び抗原定量検査の場合</td> <td>医療機関(他機関へ検査委託)</td> <td>8,500円(税込)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>医療機関(自院で検査実施)</td> <td>7,000円(税込)</td> </tr> <tr> <td>抗原定性検査</td> <td></td> <td>1,500円(税込)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	実施事業者	上限額	PCR検査	医療機関以外	8,500円(税込)	及び抗原定量検査の場合	医療機関(他機関へ検査委託)	8,500円(税込)		医療機関(自院で検査実施)	7,000円(税込)	抗原定性検査		1,500円(税込)	感染リスクが高い環境にある等の理由により感染不安を感じる住民のうち、無症状者が、検査受検要請(感染拡大傾向にある場合に都道府県知事の判断により行われる新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項等に基づくものに限る。)に応じて受検した検査に要する費用	第2欄に定める基準額に検査数を乗じて得た額と第3欄に定める対象経費の合計からその他の収入を控除した全額のいずれか少ない方の額
	区分	実施事業者	上限額															
PCR検査	医療機関以外	8,500円(税込)																
及び抗原定量検査の場合	医療機関(他機関へ検査委託)	8,500円(税込)																
	医療機関(自院で検査実施)	7,000円(税込)																
抗原定性検査		1,500円(税込)																
④仕入れ日が令和4年7月1日以降の場合 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>PCR検査及び抗原定量検査の場合</td> <td>7,000円(税込)</td> </tr> <tr> <td>抗原定性検査</td> <td>1,500円(税込)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	上限額	PCR検査及び抗原定量検査の場合	7,000円(税込)	抗原定性検査	1,500円(税込)												
区分	上限額																	
PCR検査及び抗原定量検査の場合	7,000円(税込)																	
抗原定性検査	1,500円(税込)																	
(2) 各種経費等 1回あたり一律3,000円(税込)																		

別紙 1

1 事業の区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助額															
定着促進事業	(1) 及び (2) の合計額 【1】検査日が、令和4年8月28日以前 (1) 検査キット原価 ①仕入れ日が令和3年12月30日までの場合 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>PCR検査及び抗原定量検査の場合</td> <td>8,500円(税込)</td> </tr> <tr> <td>抗原定性検査</td> <td>3,500円(税込)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	上限額	PCR検査及び抗原定量検査の場合	8,500円(税込)	抗原定性検査	3,500円(税込)	無症状の者を対象として、ワクチン・検査パッケージ制度又は対象者全員検査及び飲食、イベント、旅行・帰省等の活動に際して陰性の検査結果を確認する民間の取組みのために必要な検査に要する費用	第2欄に定める基準額に検査数を乗じて得た額と第3欄に定める対象経費の合計からその他の収入を控除した全額のいずれか少ない方の額									
	区分	上限額																
PCR検査及び抗原定量検査の場合	8,500円(税込)																	
抗原定性検査	3,500円(税込)																	
②仕入れ日が令和3年12月31日から令和4年3月31日までの場合 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>実施事業者</th> <th>上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>PCR検査</td> <td>医療機関以外</td> <td>8,500円(税込)</td> </tr> <tr> <td>及び抗原定量検査の場合</td> <td>医療機関(他機関へ検査委託)</td> <td>8,500円(税込)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>医療機関(自院で検査実施)</td> <td>7,000円(税込)</td> </tr> <tr> <td>抗原定性検査</td> <td></td> <td>3,000円(税込)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	実施事業者	上限額	PCR検査	医療機関以外	8,500円(税込)	及び抗原定量検査の場合	医療機関(他機関へ検査委託)	8,500円(税込)		医療機関(自院で検査実施)	7,000円(税込)	抗原定性検査		3,000円(税込)			
区分	実施事業者	上限額																
PCR検査	医療機関以外	8,500円(税込)																
及び抗原定量検査の場合	医療機関(他機関へ検査委託)	8,500円(税込)																
	医療機関(自院で検査実施)	7,000円(税込)																
抗原定性検査		3,000円(税込)																
一般検査事業	③仕入れ日が令和4年4月1日から令和4年6月30日までの場合 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>実施事業者</th> <th>上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>PCR検査</td> <td>医療機関以外</td> <td>8,500円(税込)</td> </tr> <tr> <td>及び抗原定量検査の場合</td> <td>医療機関(他機関へ検査委託)</td> <td>8,500円(税込)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>医療機関(自院で検査実施)</td> <td>7,000円(税込)</td> </tr> <tr> <td>抗原定性検査</td> <td></td> <td>1,500円(税込)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	実施事業者	上限額	PCR検査	医療機関以外	8,500円(税込)	及び抗原定量検査の場合	医療機関(他機関へ検査委託)	8,500円(税込)		医療機関(自院で検査実施)	7,000円(税込)	抗原定性検査		1,500円(税込)	感染リスクが高い環境にある等の理由により感染不安を感じる住民のうち、無症状者が、検査受検要請(感染拡大傾向にある場合に都道府県知事の判断により行われる新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項等に基づくものに限る。)に応じて受検した検査に要する費用	第2欄に定める基準額に検査数を乗じて得た額と第3欄に定める対象経費の合計からその他の収入を控除した全額のいずれか少ない方の額
	区分	実施事業者	上限額															
PCR検査	医療機関以外	8,500円(税込)																
及び抗原定量検査の場合	医療機関(他機関へ検査委託)	8,500円(税込)																
	医療機関(自院で検査実施)	7,000円(税込)																
抗原定性検査		1,500円(税込)																
④仕入れ日が令和4年7月1日以降の場合 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>PCR検査及び抗原定量検査の場合</td> <td>7,000円(税込)</td> </tr> <tr> <td>抗原定性検査</td> <td>1,500円(税込)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	上限額	PCR検査及び抗原定量検査の場合	7,000円(税込)	抗原定性検査	1,500円(税込)												
区分	上限額																	
PCR検査及び抗原定量検査の場合	7,000円(税込)																	
抗原定性検査	1,500円(税込)																	
(2) 各種経費等 1回あたり一律3,000円(税込)																		

1 事業の区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助額								
定着促進事業	【1】検査日が、令和4年8月28日以前 (1) 検査キット原価 ア) PCR検査等(上限額) ①1日あたりの検査件数(実施機関(施設)ごとに検査に際して定め各種検査)における検査実施場所(店舗・拠点等)ごとの検査件数(PCR検査等と抗原定性検査の合計件数)を当該検査実施場所(店舗・拠点等)ごとの営業日数で割った数値、以下同じ。)が30件以下の場合 1日あたりの総検査件数に占めるPCR検査等の件数の割合に30件を乗じて得た額以下の場合については、検査1件あたり2,000円(税込) ②1日あたりの総検査件数が30件を超える場合、かつ、100件以下の場合 1日あたりの総検査件数に占めるPCR検査等の件数の割合に30件を乗じて得た額を超える件数については、検査1件あたり4,000円(税込) ③1日あたりの総検査件数が100件を超える場合 1日あたりの総検査件数に占めるPCR検査等の件数の割合に100件を乗じて得た額を超える件数については、検査1件あたり4,000円(税込)										
	イ) 抗原定性検査(上限額) 1回あたり1,000円										
(2) 各種経費等 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>経費(税込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①1日あたりの総検査件数が30件以下の場合</td> <td>検査1件あたり2,000円</td> </tr> <tr> <td>②1日あたりの総検査件数が30件を超える場合、かつ、100件以下の場合</td> <td>1日あたりの総検査件数が30件を超える件数については、検査1件あたり4,000円</td> </tr> <tr> <td>③1日あたりの総検査件数が100件を超える場合</td> <td>1日あたりの総検査件数が100件を超える件数については、検査1件あたり4,000円</td> </tr> </tbody> </table>		区分	経費(税込)	①1日あたりの総検査件数が30件以下の場合	検査1件あたり2,000円	②1日あたりの総検査件数が30件を超える場合、かつ、100件以下の場合	1日あたりの総検査件数が30件を超える件数については、検査1件あたり4,000円	③1日あたりの総検査件数が100件を超える場合	1日あたりの総検査件数が100件を超える件数については、検査1件あたり4,000円		
区分	経費(税込)										
①1日あたりの総検査件数が30件以下の場合	検査1件あたり2,000円										
②1日あたりの総検査件数が30件を超える場合、かつ、100件以下の場合	1日あたりの総検査件数が30件を超える件数については、検査1件あたり4,000円										
③1日あたりの総検査件数が100件を超える場合	1日あたりの総検査件数が100件を超える件数については、検査1件あたり4,000円										

検査体制整備事業	<p>1箇所あたり上限1,300,000円(税込)</p> <p>※ただし、令和3年度又は令和4年度に必要な初年度設備に要する費用に係る補助を既に受けている場合は、当該箇所に係る既補助額を上限額から減じた額とする。</p>	<p>定着促進事業及び一般検査事業の実施にあたり必要な初年度設備に要する費用</p>	<p>第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費からその他の収入を控除した額とを比較して少ない方の額</p>
----------	---	--	--

1 事業の区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助額
検査体制整備事業	<p>1箇所あたり上限1,300,000円(税込)</p> <p>※ただし、令和3年度又は令和4年度に必要な初年度設備に要する費用に係る補助を既に受けている場合は、当該箇所に係る既補助額を上限額から減じた額とする。</p>	<p>定着促進事業及び一般検査事業の実施にあたり必要な初年度設備に要する費用</p>	<p>第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費からその他の収入を控除した額とを比較して少ない方の額</p>

様式第2号 ⇒全面改正

様式第2号

事業計画書(実績報告書)(令和 年 月分)

令和 年 月 日

1. 定常促進事業

- (1) 実施期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
- (2) 実施種別

事業種別	検査キット品名	検査キット製造販売事業者	検査 数	キット納入 実績率 (検査数/品名)	キット検査 回数 (1検査/1人)	キット小計 A+B+C	各種検査 数	各種検査 小計 D+E+F	合計 (A+F)
PCR検査及び 抗原定性検査						0	0,000	0	0
						0	0,000	0	0
	合計			0		0	0	0	0
抗原定性検査						0	0,000	0	0
						0	0,000	0	0
	合計			0		0	0	0	0

- ※1 単価が異なるキットを仕入れ、検査に使用した場合には、それぞれのキットごとに検査や仕入実績率等を記載してください。行が不足する場合は別紙にて計算書を追加してください。
- ※2 検査キットの回収書等(支払いが確認できる書類)を添付してください。単価が異なるキットを仕入れ、検査に使用した場合には、それぞれのキットごとに回収書等を添付してください。
- ※3 該当期間分の、新型コロナウイルス感染症検査無料化事業実施実績に定める「逐次報告書」を添付してください。

2. 一般検査事業

- (1) 実施期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
- (2) 実施種別

事業種別	検査キット品名	検査キット製造販売事業者	検査 数	キット納入 実績率 (検査数/品名)	キット検査 回数 (1検査/1人)	キット小計 A+B+C	各種検査 数	各種検査 小計 D+E+F	合計 (A+F)
PCR検査及び 抗原定性検査						0	0,000	0	0
						0	0,000	0	0
	合計			0		0	0	0	0
抗原定性検査						0	0,000	0	0
						0	0,000	0	0
	合計			0		0	0	0	0

- ※1 単価が異なるキットを仕入れ、検査に使用した場合には、それぞれのキットごとに検査や仕入実績率等を記載してください。行が不足する場合は別紙にて計算書を追加してください。
- ※2 検査キットの回収書等(支払いが確認できる書類)を添付してください。単価が異なるキットを仕入れ、検査に使用した場合には、それぞれのキットごとに回収書等を添付してください。
- ※3 該当期間分の、新型コロナウイルス感染症検査無料化事業実施実績に定める「逐次報告書」を添付してください。

3. 検査体制整備事業

- (1) 実施期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
- (2) 内容

区分	検査の基礎	金額
計		

- ※ 施設整備を施工した際の回収書等(検査・単価等支払いが確認できる書類)を添付してください。
- ※ 計画年度(簡単な図面等)を添付してください。
- ※ 施設整備を施工した際の写真を添付してください。

4. 補助金(実績)報告額

事業計画年度・補助年度	金額	①+②+③
一般検査事業・補助年度	0円	0
検査体制整備事業・補助年度	0円	0
補助金合計	0円	0

様式第2号 ⇒全面改正

様式第2号

事業計画書(実績報告書)

- 実施期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
- 一日当たり検査件数実績が、「50件を超える」の実施場所の名称 ⇒選択

1. 検査キット原価・PCR検査・抗原定性検査

事業種別	検査種別	実施場所名	検査キット			検査実績・経費		
			品名	製造販売事業者	キット納入 実績率 (検査数/品名)	検査件数 (B)	検査経費計 (C)=(A)×(B)	
定常促進 事業	PCR検査/ 抗原定性 検査							
		(PCR検査/抗原定性検査 小計)			0	0.00	0	
		抗原定性 検査						
			(抗原定性検査 小計)			0	0.00	
			定常促進事業 計			0	0.00	
一般検査 事業	PCR検査/ 抗原定性 検査							
		(PCR検査/抗原定性検査 小計)			0	0.00	0	
		抗原定性 検査						
			(抗原定性検査 小計)			0	0.00	
			一般検査事業 計			0	0.00	
			合計			0	0.00	

- 【記入上の注意】
- ① 「一日当たり50件を超える実施場所」が複数ある場合は「実施場所名」欄に「実施場所」等の記載
  - ② 「一日当たり50件を超える実施場所」が1箇所である場合は「実施場所名」欄に「50件を超える実施場所の名称」を記入し、その他の実施場所は「その他の実施場所」等と記載
  - ③ 「検査件数(B)」欄 ⇒「50件を超える実施場所の名称」を記入し、その他の実施場所は「その他の実施場所」等と記載
  - ④ 「検査件数(C)」欄 ⇒「50件を超える実施場所」は、「検査件数(B)」で算出した検査数を算入し、「その他の実施場所」は、「A」に当該品名(B)に検査数を入力し、自動計算される
  - ⑤ 「検査キット 品名等」欄
  - ⑥ 単価が異なるキットを仕入れ、検査に使用した場合には、それぞれのキットごとに品名等を記載
  - ⑦ 行が不足する場合は
  - ⑧ 0円を通知するか、「別紙」として、任意様式で計算書を通知

- 【添付資料】
- ① 検査キットの回収書等(仕入の内訳等が確認できる書類)
  - ② 単価が異なるキットを仕入れ、検査に使用した場合には、それぞれのキットごとの回収書等
  - ③ 施設期間分の、新型コロナウイルス感染症検査無料化事業実施実績に定める「逐次報告書」
  - ※ 逐次報告書の合計は、検査件数(B)欄の合計値と一致すること

2. 各種経費等

事業種別	実施場所名	検査実績・経費				
		単価 (A)	検査件数 (B)	各種経費計 (C)=(A)×(B)		
定常促進 事業		2,500	0	0		
			0	0		
	合計			0	0	
一般検査 事業		2,500	0	0		
			0	0		
	合計			0	0	
			合計		0	0

3. 検査体制整備事業

区分	検査の基礎	金額
計		

- 【添付資料】
- ① 施設整備を施工した際の回収書等(検査・単価等支払いが確認できる書類)
  - ② 計画年度(簡単な図面等)、施設整備を施工した際の写真

4. 補助金(実績)報告額

事業計画年度・補助年度	金額	①+②+③
定常促進事業・補助年度	0円	0
一般検査事業・補助年度	0円	0
検査体制整備事業・補助年度	0円	0
補助金合計	0円	0

様式第2号（別紙1）⇒新規

様式第2号（別紙1）⇒新規

様式第2号（別紙1）

検査実績件数・営業日数報告書

● 実施期間： 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

(1) 事業者ごとの検査実績 ※週次報告の件数と一致させる

該当週 期間開始日 ~ 期間終了日	定額促進事業			一般検査事業			合計
	PCR 抗原定量	抗原定性	計	PCR 抗原定量	抗原定性	計	
~			0			0	0
~			0			0	0
~			0			0	0
~			0			0	0
合計	0	0	0	0	0	0	0

(2) 「実施場所（店舗・検査拠点）」ごとの無料検査の検査実績・営業日数

実施場所 (店舗名・検査拠点名)	定額促進事業			一般検査事業			検査件数 計 (A)	当該月の営業日数 (B)	1日当たりの検査件数 (C) = (A)/B	1日当たり50件を超える場合の、単価計算書提出の要否
	PCR 抗原定量	抗原定性	計	PCR 抗原定量	抗原定性	計				
1			0			0	0			
2			0			0	0			
3			0			0	0			
4			0			0	0			
5			0			0	0			
6			0			0	0			
7			0			0	0			
8			0			0	0			
9			0			0	0			
10			0			0	0			
合計	0	0	0	0	0	0	0			

○ 「0」の場合、(1)と(2)の合計が一致

『1日当たり50件を超える場合の、単価計算書提出の要否』の結果による対応

×不要	全ての店舗で「×不要」の場合は、50件以下の単価を上限として、補助額を算出
○必要	様式第2号（別紙2）により単価を計算して、補助額を算出

※「50件を超える」⇒小数点以下を切り上げるので、例えば、一日当たりの検査件数が「50.45」の場合は、「50件を超える」実施場所となります

様式第2号（別紙2）⇒新規

様式第2号（別紙2）⇒新規

様式第2号（別紙2） 1日当たりの検査実績が50件を超える実施場所の、検査費用等計算表

実施開始年度月数  月 実施場所(店舗等)名

検査件数	定着促進事業			一般検査事業			検査種別		合計
	PCR 抗原定量	抗原定性	計	PCR 抗原定量	抗原定性	計	PCR 抗原定量	抗原定性	
仕入日が04.29以前のキットによる検査分			0			0	0	0	0…①
仕入日が04.29以降のキットによる検査分			0			0	0	0	0…②
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0

検査キット原価(PCR検査+抗原定量検査)

(1)仕入日が04.29以前のキットによる検査分…①

○上記額の範囲で、仕入れ額(税込額)×実案件数で算出

(2)仕入日が04.29以降のキットによる検査分…②

①補助上野様

区分	基準額(A)	対応する件数(B)	補助額(A×B)	対応する件数(B)の考え方
① 1～50件	7,000 円	0 件	0 円	「50件×実案件数×PCR検査等の割合」
② 51件～100件	5,000 円	0 件	0 円	「(100件×実案件数×PCR検査等の割合)－①の件数」又は「実案件数－①の件数」
③ 101件以上	3,000 円	0 件	0 円	「実案件数－(①+②の件数)」
計		0 件	0 円	

(A)

②実際の検査キット原価

検査費用率額	PCR検査件数	小計	合計
		0	
		0	
		0	
合計	0	0	0

PCR等補助額＝  
(A)と(B)の低い額  
0 円

●定着促進事業実施期間中の場合⇒定着促進事業と一般検査事業の按分を計算します

事業区分	合計額	×	件数	÷	全案件数	=	各事業ごとの額
定着促進事業	0 円	×	0 件	÷	0 件	=	#DIV/0! 円
一般検査事業	0 円	×	0 件	÷	0 件	=	#DIV/0! 円
合計							#DIV/0! 円

⇒様式第2号「1検査キット原価」に  
入力、様式第2号の(A)欄は空欄にして、(B)  
及び(C)欄に直接入力

検査キット原価(抗原定性検査)

○上記額の範囲で、仕入れ額(税込額)×実案件数で算出

区分	基準額(A)	対応する件数(B)	補助額(A×B)	対応する件数(B)の考え方
① 1～50件	2,500 円	0 件	0 円	「50件×実案件数」
② 51件～100件	1,800 円	0 件	0 円	「50件×実案件数」又は「実案件数－①の件数」
③ 101件以上	1,100 円	0 件	0 円	「実案件数－(①+②の件数)」
計		0 件	0 円	

●定着促進事業実施期間中の場合⇒定着促進事業と一般検査事業の按分を計算します

事業区分	合計額	×	件数	÷	全案件数	=	各事業ごとの額
定着促進事業	0 円	×	0 件	÷	0 件	=	#DIV/0! 円
一般検査事業	0 円	×	0 件	÷	0 件	=	#DIV/0! 円
合計							#DIV/0! 円

⇒様式第2号「2各種検査等」に入力、様  
式第2号の(A)欄は空欄にして、(B)及び  
(C)欄に直接入力

